

松江圏都市計画 区域区分の変更
(島根県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する

1. 市街化区域および市街化調整区域の区分

「計画図」表示のとおり変更する

2. 人口フレーム

区分	年次	平成 22 年度 (基準年次)	平成 37 年 (目標年次)
都市計画区域内人口		1 9 7 . 0 千人	1 9 4 . 1 千人
市街化区域内人口		1 5 1 . 0 千人	1 4 8 . 1 千人
配分する人口			1 4 7 . 4 千人
保留する人口			0 . 7 千人
(特定保留)			
(一般保留)			0 . 7 千人

3. 理由

松江市において、計画的な市街地整備の実施が確実となった箇所等が発生したため、第7回定期見直し時に保留された「一般保留フレーム」の範囲内で、当該地区を市街化区域に編入するもの。

松江圏都市計画 区域区分 変更の理由書

【変更の具体的理由】

松江圏都市計画区域における区域区分(線引き)は、昭和45年12月の都市計画の当初決定から、これまで7回の定期見直しを行うとともに、随時見直しも6回行い、合理的な土地利用計画に基づく計画的な市街地整備に努めてきたところである。

この度、市街化調整区域において新たな開発が計画されたことから、第7回定期見直し時に保留された「一般保留フレーム」の範囲内で市街化区域に編入するものである。

○乃白町地区

この度、商業、医療・福祉系施設の建設予定地として、都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画(地区計画)提案がなされ、計画内容等が松江圏都市計画マスタープラン及び松江市都市マスタープランに掲げる方針に合致するものであるため区域区分を変更(市街化区域編入)するもの。

また、当該提案地区に隣接する松江市立病院周辺地区においては、病院が乃白町に移転して以来、周辺開発が進み、既存の集落を含めて一体的に市街化が進んでいる状況であることから、提案地区と併せて、区域区分を変更(市街化区域編入)するもの。

○矢田町地区

矢田町にある内陸工業団地は、昭和49年に工業団地として整備し、昭和54年3月に市街化区域へ編入しているが、当時の開発区域の一部が市街化調整区域となっていることが判明したことから、現在の土地利用に鑑みて、区域区分を変更(市街化区域編入)するもの。

○乃木福富町地区

当該地には、市内唯一のボウリング場が立地しているが、老朽化による現地建替えを実施するにあたり、市街化調整区域である隣接地を活用する必要性が生じたことから、この部分の区域区分(市街化区域編入)を変更するもの。